

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
（宛先） 京都府知事		平成26年 9月30日					
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府京都市南区上鳥羽角田町68番地		氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 佐川急便株式会社 代表取締役 荒木 秀夫					
主たる業種	貨物自動車運送事業	細分類番号	4 4 1 2				
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで						
基本方針	社会と自然との共生を図りつつ、地球規模の環境問題に取り組み、地域社会の発展に貢献します。						
計画を推進するための体制	EMSトップマネジメントを中心に業務上の環境影響の調査、地域社会の発展に貢献します。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23~25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	7,910.7 トン	7,871.3 トン	7,831.7 トン	7,792.2 トン	-1.0 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	8,221.1 トン	7,221.4 トン	7,181.7 トン	7,132.2 トン	-12.7 パーセント	
目標の根拠		車両の小型化、及び自転車・台車による集配を増やすことで車両による燃料消費量を削減し、温室効果ガスの排出量削減につなげます。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率
	営業所	事業活動に伴う排出の量 (車両台数)	16.01	15.93	15.85	15.77	-0.83 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠		上記目標の実行、及び輸送効率の改善を図り、原単位当たりの温室効果ガスの排出量も削減を図ります。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考	
		28.0 パーセント	64.0 パーセント	64.0 パーセント	64.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	エコドライブの推進、エアコン使用の抑制、蛍光灯の閉引き					
	(27)年度	エコドライブの推進、エアコン使用の抑制、蛍光灯の閉引き					
	(28)年度	エコドライブの推進、エアコン使用の抑制、蛍光灯の閉引き					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	送迎バスの運行					
	上記の措置を採用する理由	公共交通機関の利用を推進するため。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	府内産の木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	京都市都心部を中心に環境にやさしい天然ガストラックでの集配を行っております。また、地域の小学校や幼稚園に出向き交通安全教室に合わせ環境授業を行っております。						
特記事項	第一計画期間の超過削減量1,949.9トンについて、第1年度から649.9トン、第2年度、第3年度からそれぞれ650トンを差し引きする。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。